

**電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案等に係る  
意見募集に対して提出された意見と総務省の考え方  
(意見提出期間：平成 29 年 7 月 27 日から同年 8 月 30 日)**

4 件の提出意見がありましたので、意見提出者ごとに、提出された意見と総務省の考え方を以下に示します（提出順）。

No.	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	<p>周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案し、電波の有効利用の程度を評価し、電波を有効利用するための計画。国際的動向その他の事情を勘案ですが、海外衛星を受信する際に一部の周波数帯が携帯電話用基地局から発射される電波と干渉して受信障害が起こっています。外国人旅行者への宿泊サービスとして、海外衛星による TV 視聴がありますが、東京オリンピックに向けて携帯電話の帯域を確保の為に、海外衛星の受信を妨害してもいいのかが疑問に思うところがあります。おもてなしとは一体、何のことでしょうか？教育機関としては、外国人留学生向けに大学構内で海外衛星を受信している所もあり、大学側・外国人留学生側、双方にとって損失が発生するのは避けられません。報道機関としては海外メディア、特に朝鮮民主主義人民共和国の TV 映像は IPTV では無く衛星から直接受信するしか手が無く、隣接周波数に近いことから情報を入手する手段が 0 になる可能性が示唆されます。政府機関としては外国大使館が海外衛星の受信障害を受けることとなります。友好にひびが入るような妨害を行なっていいのでしょうか？ほんの少しでもいいので、電波を有効利用する為に立ち止まって考えて見て下さい。お願いします。</p> <p align="right">【不明】</p>	<p>本案により、移動通信システムの無線局が使用する周波数の利用状況を、より短いサイクルで調査することが可能となります。これにより、移動通信システムの無線局が使用する電波の有効利用の程度をより詳細に把握することが可能となり、その結果を周波数割当てや電波の有効利用に関する施策に反映させることで、電波の有効利用が継続的に確保されることになると考えております。なお、具体的な事案については個別に相談願います。</p>	<p>なし（現行案でご意見に対応可能と考えられるため）</p>
2	<p>本改正案は、周波数の利用状況を正確に調査するための改正であり、将来的な周波数の公平かつ有効的な周波数利用の確保に繋がる内容であることから、本案に賛同いたします。</p> <p align="right">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>案に対する賛同意見として承ります。</p>	<p>なし（賛同意見のため）</p>

<p>3</p>	<p>■提出者が提示した案の該当箇所①  (利用状況調査に係る周波数帯)  <b>第三条</b> [略]  2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、次に掲げる周波数帯については、毎年、利用状況調査を行うものとする。  一 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の使用する周波数帯  二 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局が使用する周波数帯のうち二、五四五 MHz を超え二、五七五 MHz 以下及び二、五九五 MHz を超え二、六四五 MHz 以下のもの  (利用状況調査の調査事項等)  <b>第五条</b> [略]  2 前項各号に規定する事項の調査は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。  一 [略]  二 前項第五号から第八号までに掲げる事項 法第二十六条の二第五項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集』</p> <p>■案に対する意見及びその理由①  ・携帯電話等については、利用状況調査を3年に1回から毎年実施することに変更となりますが、下記の点等を考慮し、効率的な運用として頂きたいと考えます。  ・既存事業者においては複数の開設計画の認定期間中であり、「電波の能率的な利用を確保するための計画」を遂行しながら、その遂行状況についても四半期毎に報告をしています。その報告内容及び報告タイミングが利用状況調査と重複する可能性もあることから、具体的には、以下についてご配慮頂きたいと考えます。  ①調査項目数及び提出フォーマットの簡素化  ②年度末時点の報告の提出期限を年度終了後3か月以内とすること</p>	<p>認定計画における四半期ごとの報告は認定計画の進捗状況を把握するためのものであり、周波数の割当ての検討や電波の有効利用に関する施策の推進を目的として行う電波の利用状況の調査とは性質の異なるものです。一方で、①について、電波の利用状況の調査の目的に必要な調査項目を確保した上で、過度な負担とならずに効率的な報告が可能となるよう、調査項目数及び提出フォーマット等について検討して参ります。また、②について、報告の準備に十分な期間を引き続き検討して参ります。</p>	<p>なし（制度の運用に関する意見のため）</p>
----------	---	--	---------------------------

	<p>■提出者が提示した案の該当箇所②</p> <p>3 前二項の規定に基づき作成した利用状況調査及び評価の結果の概要は、インターネットの利用により公表するほか、次に掲げる場所において公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>一 総務省総合通信基盤局</p> <p>二 総合通信局</p> <p>■案に対する意見及びその理由②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度における調査項目によっては、個社を特定して情報が公表された場合、事業の状況が開示されることにより、事業者間の競争へ影響を与えることも懸念されま</li> <li>す。</li> <li>・よって、経営情報(トラフィック量等)については、個社が特定されないかたちで公表する等、公表の取り扱いにはご配慮頂きたいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>電波の利用状況の調査はあくまで周波数の割当ての検討や電波の有効利用に関する施策の推進を目的として行うものです。したがって、情報の公開は電波が有効に利用されている事実が確認できる範囲で行い、個社の事業の競争状況に影響を与える可能性のある情報の公開に関しては、十分に配慮を行って参ります。</p>	<p>なし（制度の運用に関する意見のため）</p>
4	<p>本改正に賛成である。無線電気通信事業業界の適切な把握を行うため、この様な改正は望ましいものであると思われた。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>案に対する賛同意見として承ります。</p>	<p>なし（賛同意見のため）</p>